

## 浦添市認知症カフェ設置・運營業務(認知症地域支援・ケア向上事業)委託仕様書

浦添市認知症カフェ設置・運營業務(認知症地域支援・ケア向上事業)委託業務受託者が行う内容およびその範囲等は、この仕様書によるものとする。

### 1. 事業運営における基本的考え方

認知症の人が住みなれた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じ、すべての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組を推進することが重要である。

そのため、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第2項第6号に掲げる事業及び浦添市介護保険包括的支援事業実施規程(平成18年告示第20号)第4条第6項に掲げる事業のうち、浦添市認知症地域支援・ケア向上事業実施要項4.ウ③を実施し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を目指していくこととする。

また、認知症高齢者等にやさしい地域は、決して認知症の人だけにやさしい地域ではなく、コミュニティの繋がりがその基盤であり、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを通じ地域を再生するという視点も重要である。認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人に寄り添いながら、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、環境整備を行っていくことが求められている。そのため事業運営においては、地域包括支援センターだけでなく地域住民や各関係機関との連携を図るように努めることとする。

本事業の実施目的に即し、以下のような基本的な視点に立脚した運営に努めることとする。

#### (1)「公益性」の視点

介護保険制度をはじめとする本市の介護、保健及び福祉行政の一翼を担う「公益的な事業」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。仮にも、特定の事業者等に不当に偏ったような活動であってはならない。

#### (2)「地域性」の視点

地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行う。このため、様々な場や機会を通じて、地域のサービス利用者や事業者、関係団体、住民等の意見を幅広く汲み上げ、それらを日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組んでいくことが重要である。

#### (3)「協働性」の視点

地域の中に積極的に入って問題の発見に努めるとともに、地域の保健、福祉及び医療の各専門職やボランティア、民生委員など地域福祉を支える様々な関係者と密接な連携を創り、保つことが重要である。さらに、一般住民に対して認知症への理解を広げ、認知症高齢者を包み込んで支える「住民の輪」を作り上げるような活動も求められる。

### 2. 業務の内容

業務受託者が行う業務の内容は、浦添市認知症地域支援・ケア向上事業実施要項に基づき次のとおりとする。

#### (1) 認知症カフェの設置・運営

認知症カフェを開設することにより、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図ることを目的とし、次の業務を行う。

- ア 認知症カフェの開催
- イ 認知症カフェの広報・周知
- ウ 認知症カフェ内での健康講話等の企画・調整
- エ 認知症の人とその家族からの相談支援
- オ 地域住民、関係機関との連携・ネットワークの構築
- カ ボランティアの活用

## (2) 認知症施策実施に関する協力

専門職としての知識や、認知症カフェの運営等での経験をもとに市または地域包括支援センター等の開催する認知症施策の実施に関する地域ケア会議等への参加・協力を行う。

- ア 地域包括支援センターの職員・認知症地域支援推進員との連携
- イ 地域ケア会議等への参加

## (3) 認知症カフェの開催

- ア 毎月1回以上、合計4時間以上開催すること。
- イ 定期的に認知症に関する講話等を企画すること。
- ウ 日常生活圏域内での開催を原則とする。
- エ 定期的に認知症の本人同士が語り合う場(本人ミーティング)、家族が語り合う場を開催すること。

## 3. 業務に従事する人員の基準

以下の①、②のいずれかを満たす職員を3名以上配置するものとする。

- ① 国が実施する「認知症介護指導者養成研修」、「認知症介護実践リーダー研修」、「認知症介護実践者研修」、全国キャラバン・メイト連絡協議会及び自治体等が実施する「認知症キャラバン・メイト養成研修」のいずれかの研修の修了者
- ② 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士又は精神保健福祉士等の専門的な資格及び認知症ケアに対する経験、または知識を有する者